

熱海市伊豆山復興まちづくり推進懇話会設置要綱を次のとおり定める。

令和5年10月2日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市伊豆山復興まちづくり推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 令和3年7月1日からの大雨による伊豆山土石流災害（以下「土石流災害」という。）からの復興に向け、熱海市長（以下「市長」という。）の求めに応じ、復興計画に関して意見を聴取するため、熱海市伊豆山復興まちづくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 復興計画 熱海市伊豆山復興基本計画及び熱海市伊豆山復興まちづくり計画をいう。
- (2) 熱海市伊豆山復興基本計画 土石流災害からの復興に向けた基本方針、理念等を定めた計画をいう。
- (3) 熱海市伊豆山復興まちづくり計画 被災区域における復旧及び復興の具体的な方向性を定めた計画をいう。
- (4) 被災区域 土石流災害により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に基づき市長が設定していた警戒区域をいう。
- (5) 町内会 地域住民により自主的に組織された伊豆山地区の自治会をいう。

(所掌事務)

第3条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 復興計画の内容に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、復興計画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 懇話会は、市長及び委員10人以内をもって組織する。

2 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 町内会から推薦を受けた者
- (2) 学識経験者

(3) 土石流災害で被災した者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第6条 懇話会に、座長及び副座長1人を置く。

2 座長は、市長をもって充て、副座長は、座長が指名する。

3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、復興計画担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の規定により委嘱された最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず令和7年3月31日までとする。